

消防予第 120 号
令和 6 年 3 月 29 日

各 都 道 府 県 知 事 } 殿
各 指 定 都 市 市 長 }

消 防 庁 次 長
(公 印 省 略)

消防法施行規則及び排煙設備に代えて用いることができる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令等の公布について

消防法施行規則及び排煙設備に代えて用いることができる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令（令和 6 年総務省令第 25 号。以下「改正省令」という。）、平成元年消防庁告示第四号等の一部を改正する件（令和 6 年消防庁告示第 6 号。以下「改正告示 6 号」という。）及び防火上有効な措置が講じられた壁等の基準（令和 6 年消防庁告示第 7 号。以下「7 号告示」という。）が令和 6 年 3 月 29 日に公布されました。

今回の改正は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 69 号）及び地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 5 年法律第 58 号。以下「第 13 次地方分権一括法」という。）による建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）の一部改正や、これを踏まえた消防法施行令の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 7 号。以下「改正政令」という。）の施行に伴って、消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号。以下「規則」という。）等について、所要の規定の整備等を行うものです。

貴職におかれましては、下記事項に留意の上、その運用に十分配慮されるとともに、各都道府県知事におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、この旨周知されるようお願いいたします。

記

第一 改正省令に関する事項

1 消防用設備等の技術基準に係る別棟みなし規定の要件について

(1) 防火上有効な措置として総務省令で定める措置等

- 改正政令による改正後の消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）（以下「新令」という。）第 8 条第 1 号の開口部のない耐火構造の床又は壁の要件について、「令 8 区画及び共住区画の構造並びに当該区画を貫通する配管等の取扱いについて（通知）」（平成 7 年 3 月 31 日付け消防予第 53 号）で定めていた要件をもとに新たに規定するとともに、所要の経過措置を設けることとしたこと（改正省令による改正後の規則（以下「新規則」という。）第 5 条の 2 及び改正省令附則第 2 項関係）。
- 新令第 8 条第 2 号の総務省令で定める防火設備として防火戸を規定したこと（新規則第 5 条の 3 関係）。
- 新令第 8 条第 2 号の防火上有効な措置として総務省令で定める措置として以下の措置を規定したこと（新規則第 5 条の 3 関係）。
 - ① 渡り廊下又は建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 128 条の 7 第 2 項に規定する火災の発生のおそれの少ないものとして国土交通大臣が定める室（廊下、階段その他の通路、便所その他これらに類するものに限る。）を構成する壁等（建築基準法の防火規制に係る別棟みなし規定の適用がある防火対象物の壁等に限る。以下「渡り廊下等の壁等」という。）を次の基準に適合させるための措置
 - イ 渡り廊下等の壁等のうち防火戸は、閉鎖した場合に防火上支障のない遮煙性能を有するものであること。
 - ロ 渡り廊下等の壁等により区画された部分のそれぞれの避難階以外の階に、避難階又は地上に通ずる直通階段（傾斜路を含む。）が設けられていること。
 - ② 渡り廊下等の壁等に類するものとして消防庁長官が定める壁等を消防庁長官が定める基準に適合させるための措置

(2) 防火対象物点検の点検基準に係る規定の整備

防火対象物点検の点検基準の一部規定を免除する防火対象物として、新令第 8 条第 2 号に掲げる部分で区画されている一定の防火対象物を追加することとしたこと（新規則第 4 条の 2 の 6 等関係）。

2 建築基準法における建築物の主要構造部に係る防火規制の合理化に伴う規定の整備について

規則では、消防用設備等の設置義務の対象となる防火対象物について、その主要構造部が耐火構造等である場合には、消防用設備等の技術基準の一部を緩和する規定を設けており、建築基準法の一部改正により、特定主要構造部のみを耐火構造等とする建築物の建築が可能となるが、主要構造部全てを耐火構造等とする建築物と同様に、消防用設備等の技術基準の一部が緩和されるよう規定の整備を行うこととしたこと。（新規則第6条等関係）

また、排煙設備に代えて用いることができる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成21年総務省令第88号）についても、同様の規定の整備を行うこととしたこと（改正省令第2条関係）。

3 建築基準適合判定資格者検定制度の見直しに伴う規定の整備について

第13次地方分権一括法第7条の規定による建築基準法の改正により、建築基準適合判定資格者検定制度の見直しが行われ、建築副主事及び二級建築基準適合判定資格者検定が新設された。

規則では、防火管理者及び防災管理者として必要な学識経験を有すると認められる者として、「建築主事又は一級建築士の資格を有する者で、一年以上防火管理の実務経験を有するもの」を規定しているが、今般の改正を踏まえ、建築副主事（一級建築士試験に合格した者に限る。）を追加する等の規定の整備を行うこととしたこと（新規則第2条等関係）。

4 その他所要の規定の整理を行うこととしたこと。

第二 改正告示6号に関する事項

1 建築基準法における建築物の主要構造部に係る防火規制の合理化に伴う規定の整備について

第一2と同趣旨で、

- ・ 消防用設備等試験結果報告書の様式（平成元年消防庁告示第4号）
- ・ 特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令第二条第一号の規定に基づく特定共同住宅等の位置、構造及び設備（平成17年消防庁告示第2号）

について、所要の規定の整備を行うこととしたこと（改正告示6号第1条及び第3条関係）。

2 所要の規定の整理について

第一の規則の改正等に伴い、

- ・ 消防法施行規則第四条の二の四第三項の規定に基づく防火対象物の点検の結果についての報告書の様式（平成 14 年消防庁告示第 8 号）
- ・ 加圧防排煙設備の設置及び維持に関する技術上の基準（平成 21 年消防庁告示第 16 号）
- ・ 畜舎等に係る基準の特例の細目（令和 4 年消防庁告示第 2 号）

について、所要の規定の整理を行う（改正告示 6 号第 2 条、第 4 条及び第 5 条関係）。

第三 告示 7 号に関する事項

消防用設備等の技術基準に係る別棟みなし規定の拡充に併せて、これまで「消防用設備等の設置単位について」（昭和 50 年 3 月 5 日付け消防安第 26 号）で示してきた渡り廊下、地下連絡路又は洞道で接続されている防火対象物の取扱いについて、新たに消防庁告示で規定することとしたこと。

第四 施行期日等に関する事項

1 施行期日について

令和 6 年 4 月 1 日から施行することとしたこと（改正省令附則第 1 項、改正告示 6 号附則及び告示 7 号附則関係）。

2 その他

改正政令や改正省令等の運用については、別途通知する予定であること。

消防法施行規則及び排煙設備に代えて用いることができる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令等について

消防庁予防課

1. 改正理由

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第69号）及び地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和5年法律第58号。以下「第13次地方分権一括法」という。）による建築基準法（昭和25年法律第201号）の一部改正や、これを踏まえた消防法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第7号。以下「改正政令」という。）の施行に伴って、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。）等について、所要の規定の整備等を行う必要がある。

2. 改正内容**第一 消防法施行規則及び排煙設備に代えて用いることができる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令****（1）消防用設備等の技術基準に係る別棟みなし規定の拡充に関する改正****① 防火上有効な措置として総務省令で定める措置等【規則第5条の2等関係】**

改正政令による改正後の消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「新令」という。）第8条第1号の開口部のない耐火構造の床又は壁の要件について、従来通知で定めていた要件を基に新たに規定するとともに、所要の経過措置を設ける。

また、新令第8条第2号の総務省令で定める防火設備及び防火上有効な措置として総務省令で定める措置を規定する。

② 防火対象物点検の点検基準に係る規定の整備【規則第4条の2の6等関係】

防火対象物点検の点検基準の一部規定を免除する防火対象物として、新令第8条第2号に掲げる部分で区画されている一定の防火対象物を追加する。

（2）建築基準法における建築物の主要構造部に係る防火規制の合理化に伴う規定の整備【規則第6条等関係】

規則では、消防用設備等の設置義務の対象となる防火対象物について、その主要構造部が耐火構造等である場合には、消防用設備等の技術基準の一部を緩和する規定を設けている。建築基準法の一部改正により、特定主要構造部のみを耐火構造等とする建築物の建築が可能となるが、主要構造部全てを耐火構造等とする建築物と同様に、消防用設備等の技術基準の一部が緩和されるよう規定の整備を行う。

また、排煙設備に代えて用いることができる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成21年総務省令第88号）についても、同様の規

定の整備を行う。

(3) 建築基準適合判定資格者検定制度の見直しに伴う規定の整備【規則第2条等関係】

第13次地方分権一括法第7条の規定による建築基準法の改正により、建築基準適合判定資格者検定制度の見直しが行われ、建築副主事及び二級建築基準適合判定資格者検定制度が新設された。

規則では、防火管理者及び防災管理者として必要な学識経験を有すると認められる者として、「建築主事又は一級建築士の資格を有する者で、一年以上防火管理の実務経験を有するもの」を規定しているが、今般の改正を踏まえ、建築副主事（一級建築士試験に合格した者に限る。）を追加する等の規定の整備を行う。

第二 平成元年消防庁告示第四号等の一部を改正する件

- 第一（2）と同趣旨で、
 - ・ 消防用設備等試験結果報告書の様式（平成元年消防庁告示第4号）
 - ・ 特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令第二条第一号の規定に基づく特定共同住宅等の位置、構造及び設備（平成17年消防庁告示第2号）について、所要の規定の整備を行う。
- 第一の規則の改正等に伴い、
 - ・ 消防法施行規則第四条の二の四第三項の規定に基づく防火対象物の点検の結果についての報告書の様式（平成14年消防庁告示第8号）
 - ・ 加圧防排煙設備の設置及び維持に関する技術上の基準（平成21年消防庁告示第16号）
 - ・ 畜舎等に係る基準の特例の細目（令和4年消防庁告示第2号）について、所要の規定の整理を行う。

第三 防火上有効な措置が講じられた壁等の基準

- 消防用設備等の技術基準に係る別棟みなし規定の拡充に併せて、これまで「消防用設備等の設置単位について」（昭和50年3月5日付け消防安第26号）で示してきた渡り廊下、地下連絡路又は洞道で接続されている防火対象物の取扱いについて、新たに消防庁告示で規定する。

3. 施行期日

令和6年4月1日

○総務省令第二十五号

消防法（昭和二十三年法律第八十六号）及び消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）の規定に基づき、消防法施行規則及び排煙設備に代えて用いることができる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

総務大臣 松本 剛明

消防法施行規則及び排煙設備に代えて用いることができる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令

（消防法施行規則の一部改正）

第一条 消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>〔第一章・第一章の二 略〕</p> <p>第二章 消防用設備等又は特殊消防用設備等</p> <p>〔第一節 略〕</p> <p>第二節 設置及び維持の技術上の基準</p> <p>第一款 通則(第五条の二・第五条の三)</p> <p>第一款の二 消火設備に関する基準(第五条の四―第二十二條)</p> <p>〔第二款 第六款 略〕</p> <p>〔第二章の二 第七章 略〕</p> <p>附則</p> <p>(防火管理者として必要な学識経験を有すると認められる者)</p> <p>第二条 令第三条第一項第一号ニに掲げる防火管理者として必要な学識経験を有すると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>〔一 五 略〕</p> <p>六 建築主事、建築副主事(一級建築士試験に合格した者に限る。)又は一級建築士の資格を有する者で、一年以上防火管理の実務経験を有するもの</p> <p>〔七・八 略〕</p> <p>(防火対象物の点検及び報告)</p> <p>第四条の二の四 〔略〕</p> <p>〔2・3 略〕</p> <p>4 法第八条の二の二第一項に規定する防火対象物点検資格者(以下「防火対象物点検資格者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する者で、防火対象物の点検に關し必要な知識及び技能を修得することができる講習であつて、法人で総務大臣が登録するもの(以下この条及び次条において「登録講習機関」という。)の行うものの課程を修了し、当該登録講習機関が発行する防火対象物の点検に關し必要な知識及び技能を修得したことを証する書類(次項及び次条第二項において「免状」という。)の交付を受けている者とする。</p> <p>〔一 四 略〕</p> <p>五 建築基準法第五条第三項に規定する一級建築基準適合判定資格者検定に合格した者で、建築主事又は確認検査員として二年以上の実務の経験を有するもの</p> <p>〔六 十五 略〕</p>	<p>目次</p> <p>〔第一章・第一章の二 同上〕</p> <p>第二章 〔同上〕</p> <p>〔第一節 同上〕</p> <p>第二節 〔同上〕</p> <p>第一款 消火設備に関する基準(第五条の二―第二十二條)</p> <p>〔第二款 第六款 同上〕</p> <p>〔第二章の二 第七章 同上〕</p> <p>附則</p> <p>(防火管理者として必要な学識経験を有すると認められる者)</p> <p>第二条 〔同上〕</p> <p>〔一 五 同上〕</p> <p>六 建築主事又は一級建築士の資格を有する者で、一年以上防火管理の実務経験を有するもの</p> <p>〔七・八 同上〕</p> <p>(防火対象物の点検及び報告)</p> <p>第四条の二の四 〔同上〕</p> <p>〔2・3 同上〕</p> <p>4 〔同上〕</p> <p>〔一 四 同上〕</p> <p>五 建築基準法第五条第一項に規定する建築基準適合判定資格者検定に合格した者で、建築主事又は確認検査員として二年以上の実務の経験を有するもの</p> <p>〔六 十五 同上〕</p>

〔5 略〕

(防火対象物の点検基準)

第四条の二の六 〔略〕

2 法第八条の二の二第一項の防火対象物であつて、次に掲げる防火対象物又はその部分については、前項の規定のうち、同項第一号から第三号までの規定(第三号に掲げるものにあつては、前項第一号から第四号までの規定)以外の規定を適用しないものとする。

〔一 略〕

二 令第八条第一号に掲げる部分で区画されている場合において、その区画された部分が令別表第一(一)項から(四)項まで、(五)項イ、(六)項又は(九)項イに掲げる防火対象物の用途に供されていない場合における当該区画された部分

三 令第八条第二号に掲げる部分で区画されている場合において、その区画された部分が令別表第一(一)項から(四)項まで、(五)項イ、(六)項又は(九)項イに掲げる防火対象物の用途に供されていない場合における当該区画された部分

四 〔略〕

(防火対象物点検の表示)

第四条の二の七 法第八条の二の二第二項の表示は、同条第一項の防火対象物が次の各号に掲げる要件を満たしていない場合は付することができない。

〔一 略〕

二 前条に規定する基準に適合していること。

〔2・3 略〕

(防火対象物点検の特例)

第四条の二の八 法第八条の二の三第一項第三号の総務省令で定める基準は、同条第二項に規定する消防長又は消防署長の検査において、次の各号に掲げる要件を満たしていることとする。

一 第四条の二の六に規定する基準に適合していること。

〔二〕四 略〕

〔2〕7 略〕

第一款 通則

(開口部のない耐火構造の壁等)

第五条の二 令第八条第一号に掲げる開口部のない耐火構造(建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造をいう。以下同じ。)の床又は壁(以下この条において「耐火構造の壁等」という。)は、次のとおりとする。

〔5 同上〕

(防火対象物の点検基準)

第四条の二の六 〔同上〕

2 法第八条の二の二第一項の防火対象物であつて、次に掲げる防火対象物又はその部分については、前項の規定のうち、同項第一号から第三号までの規定以外の規定を適用しないものとする。

〔一 同上〕

二 開口部のない耐火構造(建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造をいう。以下同じ。)の床又は壁で区画されている場合において、その区画された部分が令別表第一(一)項から(四)項まで、(五)項イ、(六)項又は(九)項イに掲げる防火対象物の用途に供されていない場合における当該区画された部分

〔新設〕

三 〔同上〕

(防火対象物点検の表示)

第四条の二の七 〔同上〕

〔一 同上〕

二 前条第一項に掲げる基準(同条第二項の規定が適用される場合にあつては、同条第一項第一号から第三号までに掲げる基準。次条において同じ。)に適合していること。

〔2・3 同上〕

(防火対象物点検の特例)

第四条の二の八 〔同上〕

一 第四条の二の六第一項に規定する基準に適合していること。

〔二〕四 同上〕

〔2〕7 同上〕

〔新設〕

一 耐火構造の壁等は、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造その他これらに類する堅ろうで、かつ、容易に変更できない構造であること。

二 耐火構造の壁等は、建築基準法施行令第一百七十七条第一号の表の規定にかかわらず、同号に規定する通常の火災による火熱が二時間加えられた場合に、構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものであること。

三 耐火構造の壁等の両端又は上端は、防火対象物の外壁又は屋根から五十センチメートル以上突き出していること。ただし、耐火構造の壁等及びこれに接する外壁又は屋根の幅三・六メートル以上の部分を耐火構造とし、かつ、当該耐火構造の部分が次に掲げるいずれかの要件を満たすものである場合は、この限りでない。

イ 開口部が設けられていないこと。

ロ 開口部に防火戸（建築基準法第二十九条の二に規定する防火設備であるものに限る。

以下同じ。）が設けられており、かつ、耐火構造の壁等を隔てた開口部相互間の距離が九十センチメートル以上離れていること。

四 耐火構造の壁等は、配管を貫通させないこと。ただし、配管及び当該配管が貫通する部分（以下この号において「貫通部」という。）が次に掲げる基準に適合する場合は、この限りでない。

イ 配管の用途は、原則として給排水管であること。

ロ 配管の呼び径は、二百ミリメートル以下であること。

ハ 貫通部の内部の断面積が、直径三百ミリメートルの円の面積以下であること。

ニ 貫通部を二以上設ける場合にあつては、当該貫通部相互間の距離は、当該貫通部のうち直径が大きい貫通部の直径の長さ（当該直径が二百ミリメートル以下の場合にあつては、二百ミリメートル）以上とすること。

ホ 配管と貫通部の隙間を不燃材料（建築基準法第二十九条に規定する不燃材料をいう。以下同じ。）により埋める方法その他これに類する方法により、火災時に生ずる煙を有効に遮ること。

ヘ 配管及び貫通部は、耐火構造の壁等と一体として第二号に規定する性能を有すること。

ト 配管には、その表面に可燃物が接触しないような措置を講じること。ただし、当該配管に可燃物が接触しても発火するおそれがないと認められる場合は、この限りでない。

（防火上有効な措置等）

第五條の三 令第八條第二号の総務省令で定める防火設備は、防火戸とする。

2 令第八條第二号の防火上有効な措置として総務省令で定める措置は、次の各号に掲げる壁等（床、壁その他の建築物の部分又は防火戸をいう。以下この項において同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める基準に適合させるために必要な措置とする。

一 渡り廊下又は建築基準法施行令第二百二十八条の七第二項に規定する火災の発生のおそれの少ないものとして国土交通大臣が定める室（廊下、階段その他の通路、便所その他これらに類するものに限る。）を構成する壁等（建築基準法第二十一条第三項、同法第二十七条第四項（同法第八十七条第三項において準用する場合を含む。）又は同法第六十一条第二項の規定の適用がある防火対象物の壁等に限る。以下この号及び次号において「渡り廊下等の壁等」という。）次に掲げる基準

イ 渡り廊下等の壁等のうち防火戸は、閉鎖した場合に防火上支障のない遮煙性能を有するものであること。

ロ 渡り廊下等の壁等により区画された部分のそれぞれの避難階以外の階に、避難階又は地上に通ずる直通階段（傾斜路を含む。以下「直通階段」という。）が設けられていること。

二 渡り廊下等の壁等に類するものとして消防庁長官が定める壁等 消防庁長官が定める基準

第一款の二 〔略〕

（防火上有効な措置）

第五條の四 〔略〕

（避難上又は消火活動上有効な開口部を有しない階）

第五條の五 〔略〕

（大型消火器以外の消火器具の設置）

第六條 〔略〕

2 前項の規定の適用については、同項の表中の面積の数値は、特定主要構造部（建築基準法第二十一条第九の二に規定する特定主要構造部をいう。以下同じ。）を耐火構造とし、かつ、壁及び天井（天井のない場合にあつては、屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げを難燃材料（建築基準法施行令第一条第六号に規定する難燃材料をいう。以下同じ。）とした防火対象物にあつては、当該数値の二倍の数値とする。

〔3〜7 略〕

（屋内消火栓設備に関する基準の細目）

第十二條 屋内消火栓設備（令第十一条第三項第二号イ又はロに掲げる技術上の基準に従い設置するものを除く。以下この項において同じ。）の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、次のとおりとする。

〔一〜三の二 略〕

四 屋内消火栓設備の非常電源は、非常電源専用受電設備、自家発電設備、蓄電池設備又は燃料電池設備（法第十七条の二の五第二項第四号に規定する特定防火対象物（以下「特定防火対象物」という。）で、延べ面積が千平方メートル以上のもの（第十三条第一項第二号に規定する

小規模特定用途複合防火対象物を除く。）にあつては、自家発電設備、蓄電池設備又は燃料電

第一款 〔同上〕

（防火上有効な措置）

第五條の二 〔同上〕

（避難上又は消火活動上有効な開口部を有しない階）

第五條の三 〔同上〕

（大型消火器以外の消火器具の設置）

第六條 〔同上〕

2 前項の規定の適用については、同項の表中の面積の数値は、主要構造部を耐火構造とし、かつ、壁及び天井（天井のない場合にあつては、屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げを難燃材料（建築基準法施行令第一条第六号に規定する難燃材料をいう。以下同じ。）とした防火対象物にあつては、当該数値の二倍の数値とする。

〔3〜7 同上〕

（屋内消火栓設備に関する基準の細目）

第十二條 〔同上〕

〔一〜三の二 同上〕

四 〔同上〕

池設備) によるものとし、次のイからホまでに定めるところによること。

イ 非常電源専用受電設備は、次の(イ)から(ト)までに定めるところによること。

(イ) 略

(二) 高圧又は特別高圧で受電する非常電源専用受電設備にあつては、不燃材料で造られた壁、柱、床及び天井(天井のない場合にあつては、屋根)で区画され、かつ、窓及び出入口に防火戸を設けた専用の室に設けること。ただし、次の(1)又は(2)に該当する場合は、この限りでない。

(1) 略

(2) 屋外又は特定主要構造部を耐火構造とした建築物の屋上に設ける場合において、隣接する建築物若しくは工作物(以下「建築物等」という。)から三メートル以上の距離を有するとき又は当該受電設備から三メートル未満の範囲の隣接する建築物等の部分が不燃材料で造られ、かつ、当該建築物等の開口部に防火戸が設けられているとき

(ホ) 低圧で受電する非常電源専用受電設備の配電盤又は分電盤は、消防庁長官が定める基準に適合する第一種配電盤又は第一種分電盤を用いること。ただし、次の(1)又は(2)に掲げる場所に設ける場合には、第一種配電盤又は第一種分電盤以外の配電盤又は分電盤を、次の(3)に掲げる場所に設ける場合には、消防庁長官が定める基準に適合する第二種配電盤又は第二種分電盤を用いることができる。

(1) 略

(2) 屋外又は特定主要構造部を耐火構造とした建築物の屋上(隣接する建築物等から三メートル以上の距離を有する場合又は当該受電設備から三メートル未満の範囲の隣接する建築物等の部分が不燃材料で造られ、かつ、当該建築物等の開口部に防火戸が設けられている場合に限る。)

(3) 略

(イ) 略

(ロ) 略

(五) 略

(2・3) 略

(スプリンクラー設備を設置することを要しない階の部分等)

第十三条 略

2 令第十二条第一項第三号、第四号及び第十号から第十二号までの総務省令で定める部分は、特定主要構造部を耐火構造とした防火対象物(令別表第一(二)項、(四)項及び(五)項に掲げる防火対象物並びに同表(十六)項に掲げる防火対象物で同表(二)項、(四)項又は(五)項に掲げる防火対象物の用途

イ 「同上」

(イ) 同上

(二) 高圧又は特別高圧で受電する非常電源専用受電設備にあつては、不燃材料(建築基準法第二条第九号に規定する不燃材料をいう。以下同じ。)で造られた壁、柱、床及び天井(天井のない場合にあつては、屋根)で区画され、かつ、窓及び出入口に防火戸(建築基準法第二条第九号の二に規定する防火設備であるものに限る。以下同じ。)を設けた専用の室に設けること。ただし、次の(1)又は(2)に該当する場合は、この限りでない。

(1) 同上

(2) 屋外又は主要構造部を耐火構造とした建築物の屋上に設ける場合において、隣接する建築物若しくは工作物(以下「建築物等」という。)から三メートル以上の距離を有するとき又は当該受電設備から三メートル未満の範囲の隣接する建築物等の部分が不燃材料で造られ、かつ、当該建築物等の開口部に防火戸が設けられているとき

(ホ) 「同上」

(1) 同上

(2) 屋外又は主要構造部を耐火構造とした建築物の屋上(隣接する建築物等から三メートル以上の距離を有する場合又は当該受電設備から三メートル未満の範囲の隣接する建築物等の部分が不燃材料で造られ、かつ、当該建築物等の開口部に防火戸が設けられている場合に限る。)

(3) 同上

(イ) 同上

(ロ) 同上

(五) 同上

(2・3) 同上

(スプリンクラー設備を設置することを要しない階の部分等)

第十三条 「同上」

2 令第十二条第一項第三号、第四号及び第十号から第十二号までの総務省令で定める部分は、主要構造部を耐火構造とした防火対象物(令別表第一(二)項、(四)項及び(五)項に掲げる防火対象物並びに同表(十六)項に掲げる防火対象物で同表(二)項、(四)項又は(五)項に掲げる防火対象物の用途に供

に供される部分が存するものを除く。)の階(地階及び無窓階を除く。)の部分で、次に掲げるものとする。

【一・二 略】

3 令第十二条第二項第一号の総務省令で定める部分は、次の各号に掲げる部分以外の部分とする。

【一〇の二 略】

十一 特定主要構造部を耐火構造とした令第十二条第一項第三号及び第十一号の防火対象物(令別表第一(二)項、(四)項及び十六項イに掲げるものに限る。)、同条第一項第四号及び第十号の防火対象物並びに同項第十二号の防火対象物(令別表第一(十六)項ロに掲げるものに限る。)(階(地階又は無窓階を除く。))の部分(令別表第一(五)項ロに掲げる防火対象物の用途に供される部分を除く。)(で、前項第一号(令第十二条第一項第三号の防火対象物(令別表第一(十六)項イに掲げるものに限る。))のうち、同表(一)項から(六)項まで又は(九)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存しない十階以下の階に適用する場合にあつては、前項第一号中「二百平方メートル」とあるのは、「四百平方メートル」と読み替えるものとする。)(又は第二号に該当するもの)

十二 特定主要構造部を耐火構造とした令別表第一(十六)項イに掲げる防火対象物(地階を除く階数が十一以上のものを除く。)(の階(地階及び無窓階を除く。))の同表(七)項、(八)項、(九)項ロ又は(十)項から(十五)項までに掲げる防火対象物の用途に供される部分のうち、これらの用途に供される部分以外の部分と耐火構造の壁及び床で区画された部分で、次のイ及びロに該当するもの

【イ・ロ 略】

(ラック式倉庫等に設けるスプリンクラーヘッド等)

第十三条の五 【略】

【二〇の二 略】

9 令第十二条第一項第七号の防火対象物には、前項に規定するスプリンクラーヘッドのうち、標準型ヘッドにあつては次に定めるところにより、放水型ヘッド等にあつては前条第三項の規定の例により、設けなければならない。

【一 略】

二 スプリンクラーヘッドは、天井の各部分から一のスプリンクラーヘッドまでの水平距離が、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に定める距離となるように設けること。

防火対象物の部分	水平距離
厨房その他火気を使用する設備又は器具を設置する部分	一・七メートル(高感度型ヘッドにあつては、第十三条の二第三項の規定の例により算出した距離(同項中Xの値は、〇・七五とする。))以下

される部分が存するものを除く。)の階(地階及び無窓階を除く。)(の部分で、次に掲げるものとする。

【一・二 同上】

3 【同上】

【一〇の二 同上】

十一 主要構造部を耐火構造とした令第十二条第一項第三号及び第十一号の防火対象物(令別表第一(二)項、(四)項及び十六項イに掲げるものに限る。)(、同条第一項第四号及び第十号の防火対象物並びに同項第十二号の防火対象物(令別表第一(十六)項ロに掲げるものに限る。)(の階(地階又は無窓階を除く。))の部分(令別表第一(五)項ロに掲げる防火対象物の用途に供される部分を除く。)(で、前項第一号(令第十二条第一項第三号の防火対象物(令別表第一(十六)項イに掲げるものに限る。))のうち、同表(一)項から(六)項まで又は(九)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存しない十階以下の階に適用する場合にあつては、前項第一号中「二百平方メートル」とあるのは、「四百平方メートル」と読み替えるものとする。)(又は第二号に該当するもの)

十二 主要構造部を耐火構造とした令別表第一(十六)項イに掲げる防火対象物(地階を除く階数が十一以上のものを除く。)(の階(地階及び無窓階を除く。))の同表(七)項、(八)項、(九)項ロ又は(十)項から(十五)項までに掲げる防火対象物の用途に供される部分のうち、これらの用途に供される部分以外の部分と耐火構造の壁及び床で区画された部分で、次のイ及びロに該当するもの

【イ・ロ 同上】

(ラック式倉庫等に設けるスプリンクラーヘッド等)

第十三条の五 【同上】

【二〇の二 同上】

9 【同上】

【一 同上】

二 スプリンクラーヘッドは、天井の各部分から一のスプリンクラーヘッドまでの水平距離が、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に定める距離となるように設けること。

防火対象物の部分	水平距離
厨房その他火気を使用する設備又は器具を設置する部分	一・七メートル(高感度型ヘッドにあつては、第十三条の二第三項の規定の例により算出した距離(同項中Xの値は、〇・七五とする。))以下

その他の部分	特定主要構造部を耐火構造とした防火対象物以外のもの	二・一メートル（高感度型ヘッドにあつては、第十条の二第三項の規定の例により算出した距離（同項中Xの値は、〇・九とする。））以下
	特定主要構造部を耐火構造としたもの	二・三メートル（高感度型ヘッドにあつては、第十条の二第三項の規定の例により算出した距離（同項中Xの値は、一とする。））以下

（自動火災報知設備の感知器等）
第二十三条 「略」

〔2・3 略〕

4 自動火災報知設備の感知器の設置は、次に定めるところによらなければならない。

〔一・二 略〕

三 差動式スポット型、定温式スポット型又は補償式スポット型その他の熱複合式スポット型の感知器は、次に定めるところによること。

〔イ 略〕

ロ 感知器は、感知区域（それぞれ壁又は取付け面から〇・四メートル（差動式分布型感知器又は煙感知器を設ける場合にあつては〇・六メートル）以上突出したはり等によつて区画された部分をいう。以下同じ。）ごとに、感知器の種類及び取付け面の高さに応じて次の表で定める床面積（多信号感知器にあつては、その有する種別に応じて定める床面積のうち最も大きい床面積。第四号の三及び第七号において同じ。）につき一個以上の個数を、火災を有効に感知するように設けること。

取付け面の高さ	感知器の種類						
	型	種別					
四メートル未満	差動式スポット型	一種	平方メートル				
		二種	平方メートル				
		補償式スポット型	一種	平方メートル			
			二種	平方メートル			
			定温式スポット型	特種	平方メートル		
				一種	平方メートル		
	二種			平方メートル			
	九十九			七十	九十	七十	九十
	五十	四十		五十	四十	五十	四十
	部分	その他の構造の防火対象物又はその部分		五十	四十	五十	四十
	特定主要構造部を耐火構造としたもの	五十	四十	五十	四十	三十	
	四メートル	特定主要構造部を耐火構造としたもの	四十五	三十五	四十五	三十五	

その他の部分	主要構造部を耐火構造とした防火対象物以外のもの	二・一メートル（高感度型ヘッドにあつては、第十条の二第三項の規定の例により算出した距離（同項中Xの値は、〇・九とする。））以下
	主要構造部を耐火構造としたもの	二・三メートル（高感度型ヘッドにあつては、第十条の二第三項の規定の例により算出した距離（同項中Xの値は、一とする。））以下

（自動火災報知設備の感知器等）
第二十三条 「同上」

〔2・3 同上〕

4 「同上」

〔一・二 同上〕

三 「同上」

〔イ 同上〕

ロ 感知器は、感知区域（それぞれ壁又は取付け面から〇・四メートル（差動式分布型感知器又は煙感知器を設ける場合にあつては〇・六メートル）以上突出したはり等によつて区画された部分をいう。以下同じ。）ごとに、感知器の種類及び取付け面の高さに応じて次の表で定める床面積（多信号感知器にあつては、その有する種別に応じて定める床面積のうち最も大きい床面積。第四号の三及び第七号において同じ。）につき一個以上の個数を、火災を有効に感知するように設けること。

取付け面の高さ	感知器の種類						
	型	種別					
四メートル未満	差動式スポット型	一種	平方メートル				
		二種	平方メートル				
		補償式スポット型	一種	平方メートル			
			二種	平方メートル			
			定温式スポット型	特種	平方メートル		
				一種	平方メートル		
	二種			平方メートル			
	九十九			七十	九十	七十	九十
	五十	四十		五十	四十	五十	四十
	部分	その他の構造の防火対象物又はその部分		五十	四十	五十	四十
	主要構造部を耐火構造としたもの	五十	四十	五十	四十	三十	
	四メートル	主要構造部を耐火構造としたもの	四十五	三十五	四十五	三十五	

ル以上 八メートル未満	耐火構造とした防火対象物又はその部分					
	その他の構造の防火対象物又はその部分	三十	二十五	三十	二十五	二十五

四 差動式分布型感知器（空気管式のもの）は、次に定めるところによること。

〔イ・ロ 略〕

ハ 感知器は、感知区域の取付け面の各辺から一・五メートル以内の位置に設け、かつ、相対する感知器の相互間隔が、特定主要構造部を耐火構造とした防火対象物又はその部分にあつては九メートル以下、その他の構造の防火対象物又はその部分にあつては六メートル以下となるように設けること。ただし、感知区域の規模又は形状により有効に火災の発生を感知することができるときは、この限りでない。

〔二・ホ 略〕

四の二 差動式分布型感知器（熱電対式のもの）は、次に定めるところによること。

〔イ 略〕

ロ 感知器は、感知区域ごとに、その床面積が、七十二平方メートル（特定主要構造部を耐火構造とした防火対象物にあつては、八十八平方メートル）以下の場合にあつては四個以上、七十二平方メートル（特定主要構造部を耐火構造とした防火対象物にあつては、八十八平方メートル）を超える場合にあつては四個に十八平方メートル（特定主要構造部を耐火構造とした防火対象物にあつては、二十二平方メートル）までを増すごとに一個を加えた個数以上の熱電対部を火災を有効に感知するように設けること。

〔ハ・ニ 略〕

四の三 差動式分布型感知器（熱半導体式のもの）は、次に定めるところによること。

〔イ 略〕

ロ 感知器は、感知区域ごとに、その床面積が、感知器の種類及び取付け面の高さに応じて次の表で定める床面積の二倍の床面積以下の場合にあつては二個（取付け面の高さが八メートル未満で、当該表で定める床面積以下の場合にあつては、一個）以上、当該表で定める床面積

ル以上 八メートル未満	構造とした防火対象物又はその部分					
	その他の構造の防火対象物又はその部分	三十	二十五	三十二	二十五	二十五

四 〔同上〕

〔イ・ロ 同上〕

ハ 感知器は、感知区域の取付け面の各辺から一・五メートル以内の位置に設け、かつ、相対する感知器の相互間隔が、主要構造部を耐火構造とした防火対象物又はその部分にあつては九メートル以下、その他の構造の防火対象物又はその部分にあつては六メートル以下となるように設けること。ただし、感知区域の規模又は形状により有効に火災の発生を感知することができるときは、この限りでない。

〔二・ホ 同上〕

四の二 〔同上〕

〔イ 同上〕

ロ 感知器は、感知区域ごとに、その床面積が、七十二平方メートル（主要構造部を耐火構造とした防火対象物にあつては、八十八平方メートル）以下の場合にあつては四個以上、七十二平方メートル（主要構造部を耐火構造とした防火対象物にあつては、八十八平方メートル）を超える場合にあつては四個に十八平方メートル（主要構造部を耐火構造とした防火対象物にあつては、二十二平方メートル）までを増すごとに一個を加えた個数以上の熱電対部を火災を有効に感知するように設けること。

〔ハ・ニ 同上〕

四の三 〔同上〕

〔イ 同上〕

ロ 感知器は、感知区域ごとに、その床面積が、感知器の種類及び取付け面の高さに応じて次の表で定める床面積の二倍の床面積以下の場合にあつては二個（取付け面の高さが八メートル未満で、当該表で定める床面積以下の場合にあつては、一個）以上、当該表で定める床面積

積の二倍の床面積を超える場合にあっては二個に当該表で定める床面積までを増すごとに一個を加えた個数以上の感熱部を火災を有効に感知するように設けること。

取付け面の高さ	感知器の種類	
	一種	二種
八メートル未満	特定主要構造部を耐火構造とした防火対象物又はその部分	平方メートル 六十五 三十六
	その他の構造の防火対象物又はその部分	四十 二十三
八メートル以上 十五メートル未満	特定主要構造部を耐火構造とした防火対象物又はその部分	五十
満	その他の構造の防火対象物又はその部分	三十

〔ハ・ニ 略〕

五 定温式感知線型感知器は、次に定めるところによること。

〔イ 略〕

ロ 感知器は、感知区域ごとに取付け面の各部分から感知器のいずれかの部分までの水平距離が、特種又は一種の感知器にあっては三メートル（特定主要構造部を耐火構造とした防火対象物又はその部分にあっては、四・五メートル）以下、二種の感知器にあっては一メートル（特定主要構造部を耐火構造とした防火対象物又はその部分にあっては、三メートル）以下となるように設けること。

〔六〇九 略〕

〔五〇九 略〕

（避難器具の設置個数の減免）

第二十六条 令第二十五条第一項各号に掲げる防火対象物の階が次に該当するときは、当該階に設置する避難器具の個数は、令第二十五条第二項第一号本文中「百人」を「二百人」に、「二百人」を「四百人」に、「三百人」を「六百人」に読み替えて算出して得た数以上とする。

- 一 特定主要構造部を耐火構造としたものであること。
- 二 直通階段を避難階段又は特別避難階段としたものが二以上設けられていること。

〔二 略〕

3 令第二十五条第一項各号に掲げる防火対象物で特定主要構造部を耐火構造としたものに次に該当する渡り廊下が設けられている場合は、当該渡り廊下が設けられている階に設置する避難器具

積の二倍の床面積を超える場合にあっては二個に当該表で定める床面積までを増すごとに一個を加えた個数以上の感熱部を火災を有効に感知するように設けること。

取付け面の高さ	感知器の種類	
	一種	二種
八メートル未満	主要構造部を耐火構造とした防火対象物又はその部分	平方メートル 六十五 三十六
	その他の構造の防火対象物又はその部分	四十 二十三
八メートル以上 十五メートル未満	主要構造部を耐火構造とした防火対象物又はその部分	五十
満	その他の構造の防火対象物又はその部分	三十

〔ハ・ニ 同上〕

五 〔同上〕

〔イ 同上〕

ロ 感知器は、感知区域ごとに取付け面の各部分から感知器のいずれかの部分までの水平距離が、特種又は一種の感知器にあっては三メートル（主要構造部を耐火構造とした防火対象物又はその部分にあっては、四・五メートル）以下、二種の感知器にあっては一メートル（主要構造部を耐火構造とした防火対象物又はその部分にあっては、三メートル）以下となるように設けること。

〔六〇九 同上〕

〔五〇九 同上〕

（避難器具の設置個数の減免）

第二十六条 〔同上〕

- 一 主要構造部を耐火構造としたものであること。
- 二 避難階又は地上に通ずる直通階段（傾斜路を含む。以下「直通階段」という。）で、避難階段又は特別避難階段が二以上設けられていること。

〔二 同上〕

3 令第二十五条第一項各号に掲げる防火対象物で主要構造部を耐火構造としたものに次に該当する渡り廊下が設けられている場合は、当該渡り廊下が設けられている階に設置する避難器具の個

の個数は、令第二十五条第二項第一号本文又は前二項の規定により算出して得た数から当該渡り廊下の数に二を乗じた数を引いた数以上とすることができる。この場合において、前項後段の規定を準用する。

〔一〇三 略〕

4 令第二十五条第一項各号に掲げる防火対象物で特定主要構造部を耐火構造としたものに避難橋を次に該当する屋上広場に設けた場合において、当該直下階から当該屋上広場に通じる避難階段又は特別避難階段が二以上設けられているときは、当該直下階に設置する避難器具の個数は、令第二十五条第二項第一号本文又は前三項の規定により算出して得た数から当該避難橋の数に二を乗じた数を引いた数以上とすることができる。この場合において、第二項後段の規定を準用する。

〔一〇三 略〕

5 令第二十五条第一項各号に掲げる防火対象物の階が次の各号のいずれかに該当するときには、当該階に避難器具を設置しないことができる。

一 令別表第一(一)項から(八)項までに掲げる防火対象物にあつては次のイからへまでに、同表(九)項から(十一)項までに掲げる防火対象物にあつては次のイ、ニ、ホ及びへに、同表(十二)項及び(十五)項に掲げる防火対象物にあつては次のイ、ホ及びへに該当すること。

イ 特定主要構造部を耐火構造としたものであること。

〔一〇〇へ 略〕

二 次のイ及びロに該当すること。

イ 特定主要構造部を耐火構造としたものであること。

〔一〇〇 略〕

三 次のイからニまでに該当すること。

イ 特定主要構造部を耐火構造としたものであること。

〔一〇〇ニ 略〕

〔六 略〕

7 令第二十五条第一項第三号及び第四号に掲げる防火対象物の階(令別表第一(一)項及び(四)項に掲げる防火対象物の階を除く。)が、特定主要構造部を耐火構造とした建築物の次の各号に該当する屋上広場の直下階であり、かつ、当該階から当該屋上広場に通ずる避難階段又は特別避難階段が二以上設けられている場合には、当該階には避難器具を設置しないことができる。

〔一〇三 略〕

(誘導灯及び誘導標識を設置することを要しない防火対象物又はその部分)

第二十八条の二 〔略〕

2 令第二十六条第一項ただし書の総務省令で定めるものは、通路誘導灯については、次の各号に

数は、令第二十五条第二項第一号本文又は前二項の規定により算出して得た数から当該渡り廊下の数に二を乗じた数を引いた数以上とすることができる。この場合において、前項後段の規定を準用する。

〔一〇三 同上〕

4 令第二十五条第一項各号に掲げる防火対象物で主要構造部を耐火構造としたものに避難橋を次に該当する屋上広場に設けた場合において、当該直下階から当該屋上広場に通じる避難階段又は特別避難階段が二以上設けられているときは、当該直下階に設置する避難器具の個数は、令第二十五条第二項第一号本文又は前三項の規定により算出して得た数から当該避難橋の数に二を乗じた数を引いた数以上とすることができる。この場合において、第二項後段の規定を準用する。

〔一〇三 同上〕

5 〔同上〕

一 〔同上〕

イ 主要構造部を耐火構造としたものであること。

〔一〇〇へ 同上〕

二 〔同上〕

イ 主要構造部を耐火構造としたものであること。

〔一〇〇 同上〕

三 〔同上〕

イ 主要構造部を耐火構造としたものであること。

〔一〇〇ニ 同上〕

〔六 同上〕

7 令第二十五条第一項第三号及び第四号に掲げる防火対象物の階(令別表第一(一)項及び(四)項に掲げる防火対象物の階を除く。)が、主要構造部を耐火構造とした建築物の次の各号に該当する屋上広場の直下階であり、かつ、当該階から当該屋上広場に通ずる避難階段又は特別避難階段が二以上設けられている場合には、当該階には避難器具を設置しないことができる。

〔一〇三 同上〕

(誘導灯及び誘導標識を設置することを要しない防火対象物又はその部分)

第二十八条の二 〔同上〕

2 〔同上〕

定める部分とする。

〔一〕四 略〕

五 令別表第一(一)項から十六(三)項までに掲げる防火対象物の階段又は傾斜路のうち、建築基準法施行令第二百二十六条の四第一項に規定する非常用の照明装置(次条において「非常用の照明装置」という。)(消防庁長官が定める要件に該当する防火対象物の乗降場(地階にあるものに限る。)(に通ずる階段及び傾斜路並びに直通階段に設けるもの(消防庁長官が定めるところにより蓄光式誘導標識が設けられている防火対象物又はその部分に設けられているものを除く。)(にあつては、六十分間作動できる容量以上のものに限る。)(が設けられているもの

〔3 略〕

(連結散水設備の散水ヘッドを設ける部分)

第三十条の二 令第二十八条の二第二項第一号の総務省令で定める部分は、次の各号に掲げる部分以外の部分とする。

一 特定主要構造部を耐火構造とした防火対象物のうち、耐火構造の壁若しくは床又は自動閉鎖の防火戸で区画された部分で、当該部分の床面積が五十平方メートル以下のもの

〔二〕略〕

三 特定主要構造部を耐火構造とした防火対象物のうち、耐火構造の壁若しくは床又は自動閉鎖の特定防火設備である防火戸で区画された部分で、エレベーターの機械室、機械換気設備の機械室その他これらに類する室又は通信機器室、電子計算機器室その他これらに類する室の用途に供されるもの

〔四・五 略〕

(消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び報告)

第三十一条の六 〔略〕

〔2〕6 略〕

7 法第十七条の三の三に規定する総務省令で定める資格を有する者は、次の各号のいずれかに該当する者で、消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検に關し必要な知識及び技能を修得することができる講習であつて、消防庁長官の登録を受けた法人(以下この条及び第三十一条の七において「登録講習機関」という。)(の行うものの課程を修了し、当該登録講習機関が発行する消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検に關し必要な知識及び技能を修得したことを証する書類(次項及び第三十一条の七第二項において「免状」という。)(の交付を受けている者(次項及び第三十一条の七第二項において「消防設備点検資格者」という。)(とする。

〔一〕三 略〕

四 水道法(昭和三十三年法律第七十七号)第十二条第二項に規定する政令で定める資格(同条第一項の水道事業者が地方公共団体である場合にあつては、当該資格を参酌して当該地方公

〔一〕四 同上〕

五 令別表第一(一)項から十六(三)項までに掲げる防火対象物の階段又は傾斜路のうち、建築基準法施行令第二百二十六条の四に規定する非常用の照明装置(次条において「非常用の照明装置」という。)(消防庁長官が定める要件に該当する防火対象物の乗降場(地階にあるものに限る。)(に通ずる階段及び傾斜路並びに直通階段に設けるもの(消防庁長官が定めるところにより蓄光式誘導標識が設けられている防火対象物又はその部分に設けられているものを除く。)(にあつては、六十分間作動できる容量以上のものに限る。)(が設けられているもの

〔3 同上〕

(連結散水設備の散水ヘッドを設ける部分)

第三十条の二 〔同上〕

一 主要構造部を耐火構造とした防火対象物のうち、耐火構造の壁若しくは床又は自動閉鎖の防火戸で区画された部分で、当該部分の床面積が五十平方メートル以下のもの

〔二〕同上〕

三 主要構造部を耐火構造とした防火対象物のうち、耐火構造の壁若しくは床又は自動閉鎖の特定防火設備である防火戸で区画された部分で、エレベーターの機械室、機械換気設備の機械室その他これらに類する室又は通信機器室、電子計算機器室その他これらに類する室の用途に供されるもの

〔四・五 同上〕

(消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び報告)

第三十一条の六 〔同上〕

〔2〕6 同上〕

7 〔同上〕

〔一〕三 同上〕

四 水道法(昭和三十三年法律第七十七号)第十二条及び水道法施行令(昭和三十三年政令第三百三十六号)第四条に規定する水道布設工事監督者の資格を有する者

<p>「共団体の条例で定める資格」を有する者</p>	<p>〔五〕十 略〕</p>
<p>〔8 略〕</p>	<p>〔五〕十 同上〕 〔8 同上〕</p>
<p>〔防災管理者として必要な学識経験を有すると認められる者〕 第五十一条の五 令第四十七条第一項第四号に掲げる防災管理者として必要な学識経験を有すると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p>	<p>〔防災管理者として必要な学識経験を有すると認められる者〕 第五十一条の五 〔同上〕</p>
<p>〔一〕五 略〕</p>	<p>〔一〕五 同上〕</p>
<p>六 建築主事、建築副主事（一級建築士試験に合格した者に限る。）又は一級建築士の資格を有する者で、一年以上の防火管理の実務経験及び一年以上の防火管理の実務経験を有するもの</p>	<p>六 建築主事又は一級建築士の資格を有する者で、一年以上の防火管理の実務経験及び一年以上の防火管理の実務経験を有するもの</p>
<p>〔七〕八 略〕</p>	<p>〔七〕八 同上〕</p>
<p>〔防災管理点検の表示〕</p>	<p>〔防災管理点検の表示〕</p>
<p>第五十一条の十五 第四条の二の七第一項及び第二項の規定は法第三十六条第一項において準用する法第八条の二の二第二項の表示について、第四条の二の七第三項の規定は法第三十六条第一項において準用する法第八条の二の二第二項の総務省令で定める事項について準用する。この場合において、第四条の二の七第一項及び第二項中「防火対象物」とあるのは「建築物その他の工作物」と、同条第一項柱書き中「同条第一項」とあるのは「法第三十六条第一項」と、同項第一号中「第四条の二の四第一項」とあるのは「第五十一条の十二第二項において準用する第四条の二の四第一項」と、同項第二号中「前条に規定する基準」とあるのは「第五十一条の十四に掲げる基準」と、同条第二項中「別表第一」とあるのは「別表第五」と、同条第三項第二号中「法第八条の二の二第一項の権原を有する者の氏名」とあるのは「法第三十六条第一項において準用する法第八条の二の二第一項の権原を有する者の氏名」と、同項第三号中「防火対象物点検資格者」とあるのは「防災管理点検資格者」と読み替えるものとする。</p>	<p>第五十一条の十五 第四条の二の七第一項及び第二項の規定は法第三十六条第一項において準用する法第八条の二の二第二項の表示について、第四条の二の七第三項の規定は法第三十六条第一項において準用する法第八条の二の二第二項の総務省令で定める事項について準用する。この場合において、第四条の二の七第一項及び第二項中「防火対象物」とあるのは「建築物その他の工作物」と、同条第一項柱書き中「同条第一項」とあるのは「法第三十六条第一項」と、同項第一号中「第四条の二の四第一項」とあるのは「第五十一条の十二第二項において準用する第四条の二の四第一項」と、同項第二号中「前条第一項に掲げる基準（同条第二項の規定が適用される場合にあつては、同条第一項第一号から第三号までに掲げる基準。次条において同じ。）」とあるのは「第五十一条の十四に掲げる基準」と、同条第二項中「別表第一」とあるのは「別表第五」と、同条第三項第二号中「法第八条の二の二第一項の権原を有する者の氏名」とあるのは「法第三十六条第一項において準用する法第八条の二の二第一項の権原を有する者の氏名」と、同項第三号中「防火対象物点検資格者」とあるのは「防災管理点検資格者」と読み替えるものとする。</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

（排煙設備に代えて用いることができる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部改正）

第二条 排煙設備に代えて用いることができる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成二十一年総務省令第八十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(排煙設備に代えて用いることができる加圧防排煙設備)</p> <p>第二条 次の各号に適合する防火対象物又はその部分において、令第二十八条の規定により設置し、及び維持しなければならない排煙設備に代えて用いることができる必要とされる防火安全性を有する消防の用に供する設備等は、加圧防排煙設備(消防隊による活動を支援するために、火災が発生した場合に生ずる煙を有効に排除し、かつ、給気により加圧することによって、当該活動の拠点となる室への煙の侵入を防ぐことのできる設備であつて、排煙口、給気口、給気機等により構成されるものをいう。以下同じ。)とする。</p> <p>〔一 略〕</p> <p>二 特定主要構造部(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第二条第九号の二イに規定する特定主要構造部をいう。)が、耐火構造(同条第七号に規定する耐火構造をいう。)であること。</p> <p>〔三・四 略〕</p> <p>〔2・3 略〕</p>	<p>(排煙設備に代えて用いることができる加圧防排煙設備)</p> <p>第二条 〔同上〕</p> <p>〔一 同上〕</p> <p>二 主要構造部(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第二条第五号に規定する主要構造部をいう。)が、耐火構造(同条第七号に規定する耐火構造をいう。)であること。</p> <p>〔三・四 同上〕</p> <p>〔2・3 同上〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

附 則

(施行期日)

1 この省令は、令和六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現に存する防火対象物又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の防火対象物で、消防法施行令の一部を改正する政令（令和六年政令第七号）による改正前の消防法施行令第八条の規定の適用を受けていたものについては、この省令による改正後の消防法施行規則第五条の二の規定は、適用しない。

○消防庁告示第六号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第四条の二の四第三項、第三十一条の三第五項及び第三十二条の三第六項、特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成十七年総務省令第四十号）第二条第一号並びに排煙設備に代えて用いることができる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成二十一年総務省令第八十八号）第二条第三項の規定に基づき、平成元年消防庁告示第四号（消防用設備等試験結果報告書の様式）等の一部を次のように改正する。

令和六年三月二十九日

消防庁長官 原 邦彰

（平成元年消防庁告示第四号の一部改正）

第一条 平成元年消防庁告示第四号の一部を次のように改正する。

別記様式第二、別記様式第九、別記様式第十、別記様式第三十及び別記様式第三十一中「出煙」を「出煙」に改める。

（平成十四年消防庁告示第八号の一部改正）

第二条 平成十四年消防庁告示第八号（消防法施行規則第四条の二の四第三項の規定に基づく防火対象物の点検の結果についての報告書の様式）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

(平成十七年消防庁告示第二号の一部改正)

第三条 平成十七年消防庁告示第二号(特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令第二条第一号の規定に基づく特定共同住宅等の位置、構造及び設備)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>第三 通常用いられる消防用設備等に代えて、必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等を用いることができる特定共同住宅等の位置、構造及び設備</p> <p>省令第二条第一号に規定する特定共同住宅等は、その位置、構造及び設備が次の各号に適合するものとする。</p> <p>一 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第九号の二イに規定する特定主要構造部が、耐火構造（同条第七号に規定する耐火構造をいう。以下同じ。）であること。</p> <p>〔一略〕</p> <p>三 特定共同住宅等の住戸等は、開口部のない耐火構造の床又は壁で区画すること。ただし、特定共同住宅等の住戸等の床又は壁（以下単に「床又は壁」という。）並びに当該床又は壁を貫通する配管又は電気配線その他これらに類するもの（以下単に「配管等」という。）及びこれらの貫通部が次に定める基準に適合する場合は、この限りでない。</p> <p>〔一〕〔三略〕</p> <p>（四）床又は壁を貫通する配管等及びそれらの貫通部は、次に定めるところによること。</p> <p>〔イ〕〔ニ略〕</p> <p>ホ 床又は壁を貫通する配管等及びそれらの貫通部は、次の（イ）又は（ロ）に定めるところによるものであること。</p> <p>（イ）配管は、建築基準法施行令第二百二十九条の二の四第一項第七号イ又はロに適合するものとし、かつ、当該配管と当該配管を貫通させるために設ける開口部とのすき間を不燃材料（建築基準法第二条第九号に規定する不燃材料をいう。以下同じ。）で埋めること。</p> <p>〔ロ〕〔略〕</p> <p>〔ハ〕〔略〕</p>	<p>第三 「同上」</p> <p>〔同上〕</p> <p>一 主要構造部が、耐火構造（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第七号に規定する耐火構造をいう。以下同じ。）であること。</p> <p>〔二 同上〕</p> <p>三 「同上」</p> <p>〔一〕〔三〕 同上</p> <p>〔四〕 「同上」</p> <p>〔イ〕〔ニ 同上〕</p> <p>ホ 「同上」</p> <p>（イ）配管は、建築基準法施行令第二百二十九条の二の五第一項第七号イ又はロに適合するものとし、かつ、当該配管と当該配管を貫通させるために設ける開口部とのすき間を不燃材料（建築基準法第二条第九号に規定する不燃材料をいう。以下同じ。）で埋めること。</p> <p>〔ロ〕 同上</p> <p>〔ハ〕 同上</p>
<p>備考 表中の「〔 〕」の記載は注記である。</p>	

(平成二十一年消防庁告示第十六号の一部改正)

第四条 平成二十一年消防庁告示第十六号(加圧防排煙設備の設置及び維持に関する技術上の基準)の一部を次のように改正する。

第三第五号(五イ)の表中「第二百二十九条第二項」を「第二百二十八条の七第二項」に改める。

(令和四年消防庁告示第二号の一部改正)

第五条 令和四年消防庁告示第二号(畜舎等に係る基準の特例の細目)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>第三 畜舎等に係る消防用設備等の技術上の基準の特例の細目 〔二〕四 略〕</p> <p>五 規則第三十二条の三第六項の延焼防止上支障がないものとして消防庁長官が定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>〔一〕・〔二〕 略〕</p> <p>(三) 接続部分が次のイからホまでの要件を満たすものであること。 〔イ〕・〔二〕 略〕</p> <p>ホ 直径一メートル以上の円が内接することができる開口部又はその幅及び高さがそれぞれ七十五センチメートル及び一・二メートル以上の開口部で、規則第五条の五第二項各号に適合するもの（以下「消防活動上有効な開口部」という。）を有すること。ただし、接続部分のみで接続されている畜舎等の二以上の部分がいずれも消防活動上有効な開口部を二以上有し、かつ、直径五十センチメートル以上の円が内接することができる開口部（規則第五条の五第二項各号に適合するものに限る。）の面積の合計が当該部分の床面積の三十分の一を超えるものである場合には、この限りでない。</p>	<p>第三 〔同上〕 〔二〕四 同上〕</p> <p>五 〔同上〕</p> <p>〔一〕・〔二〕 同上〕</p> <p>(三) 〔同上〕</p> <p>〔イ〕・〔二〕 同上〕</p> <p>ホ 直径一メートル以上の円が内接することができる開口部又はその幅及び高さがそれぞれ七十五センチメートル及び一・二メートル以上の開口部で、規則第五条の三第二項各号に適合するもの（以下「消防活動上有効な開口部」という。）を有すること。ただし、接続部分のみで接続されている畜舎等の二以上の部分がいずれも消防活動上有効な開口部を二以上有し、かつ、直径五十センチメートル以上の円が内接することができる開口部（規則第五条の三第二項各号に適合するものに限る。）の面積の合計が当該部分の床面積の三十分の一を超えるものである場合には、この限りでない。</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

附 則

この告示は、令和六年四月一日から施行する。

○消防庁告示第七号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第五条の三第二項第二号の規定に基づき、防火上有効な措置が講じられた壁等の基準を次のように定める。

令和六年三月二十九日

消防庁長官 原 邦彰

防火上有効な措置が講じられた壁等の基準

第一 趣旨

この告示は、消防法施行規則（以下「規則」という。）第五条の三第二項第二号の規定に基づき、防火上有効な措置が講じられた壁等の基準を定めるものとする。

第二 壁等

規則第五条の三第二項第二号の渡り廊下等の壁等に類するものとして消防庁長官が定める壁等は、次の各号に掲げるものとする。

一 渡り廊下を構成する壁等（床、壁その他の建築物の部分又は防火戸（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二口に規定する防火設備であるものに限る。以下同じ。）をいう。以下同じ。）

二 地下連絡路（通路でその全部又は出入口以外の部分が地下に設けられるものうち、当

該通路により接続されている建築物又はその部分（当該通路が接続されている階をいう。

）の建築基準法第二条第九号の二イに規定する特定主要構造部が耐火構造（同法第二条第七号に規定する耐火構造をいう。以下同じ。）であるものをいう。以下同じ。）を構成する壁等

三 洞道（換気、暖房若しくは冷房の設備の風道、給水管、排水管、配電管その他の配管類又は電線類その他これらに類するものを敷設するために地中に設けられるものをいう。以下同じ。）を構成する壁等

四 前各号に掲げるもののほか、消防長又は消防署長が認める壁等

第三 渡り廊下を構成する壁等に関する基準

渡り廊下を構成する壁等に関して規則第五条の三第二項第二号の消防庁長官が定める基準は、次のとおりとする。

一 渡り廊下の有効幅員は、当該渡り廊下が設けられている防火対象物の建築基準法第二条第五号に規定する主要構造部の全部又は一部に木材、プラスチックその他の可燃材料を用いた場合にあつては三メートル未満とし、その他の場合にあつては六メートル未満とすること。

二 渡り廊下で隔てられた防火対象物の部分相互間の距離は、一階にあつては六メートルを

超えるものとし、二階以上の階にあつては十メートルを超えるものとする。ただし、次に掲げる基準に適合する場合は、この限りでない。

(一) 渡り廊下が設けられている防火対象物の外壁及び屋根（渡り廊下が接続されている部分からそれぞれ三メートル以内の距離にある部分に限る。以下(二)において同じ。）が、次のいずれかに該当していること。

イ 耐火構造又は防火構造（建築基準法第二条第八号に規定する防火構造をいう。以下同じ。）で造られていること。

ロ 耐火構造若しくは防火構造の塀その他これらに類するもの、閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備又はドレンチャイ設備で延焼防止上有効に防護されていること。

(二) 渡り廊下が設けられている防火対象物の外壁及び屋根は、開口部（当該開口部の面積が四平方メートル以内、かつ、防火戸が設けられているものを除く。）を有していないこと。

(三) 渡り廊下は、直接外気に開放されているもの又は次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第一条第三号に規定する構

造耐力上主要な部分を鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造とし、その他の部分を同令第二条第五号に規定する準不燃材料で造ったものであること。

ロ 渡り廊下が接続されている部分に設けられた出入口の面積は、四平方メートル以下とすること。この場合において、当該出入口には防火戸（随時開くことができる自動閉鎖装置付のもの又は随時閉鎖することができ、かつ、イオン化式スポット型感知器、光電式スポット型感知器、光電式分離型感知器、煙複合式スポット型感知器、イオン化アナログ式スポット型感知器、光電アナログ式スポット型感知器、光電アナログ式分離型感知器若しくは熱煙複合式スポット型感知器（以下ハイ）において「イオン化式スポット型感知器等」という。）の作動と連動して閉鎖する構造のものに限る。以下第四第四号において同じ。）が設けられていること。

ハ 直接外気に接する開口部又は機械排煙設備は、次に定めるところにより設けられていること。ただし、閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備又はドレンチャー設備が設けられている場合は、この限りでない。

(イ) 排煙上有効な位置に、火災の際容易に接近できる位置から手動で開放できるように又はイオン化式スポット型感知器等の作動と連動して開放するように設けられて

いること。

(ロ) 直接外気に接する開口部の面積の合計は、一平方メートル以上とすること。この場合において、屋根又は天井に設けるものにあつては、渡り廊下の幅員の三分の一以上の幅で長さ一メートル以上のもの、外壁に設けるものにあつては、その両側に渡り廊下の三分の一以上の長さで高さ一メートル以上のものその他これらと同等以上の排煙上有効なものとする。

(ハ) 機械排煙設備は、渡り廊下の内部の煙を有効に、かつ、安全に外部へ排除することができるとするものであり、電気で作動させるものにあつては、非常電源が附置されていること。

三 渡り廊下は、通行又は運搬の用途にのみ供され、可燃物の存置その他通行の支障がない状態を維持すること。

第四 地下連絡路を構成する壁等に関する基準

地下連絡路を構成する壁等に関して規則第五条の三第二項第二号の消防庁長官が定める基準は、第三第三号の例によるほか、次のとおりとする。

一 地下連絡路は、耐火構造とし、その壁及び天井（天井のない場合にあつては、屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）並びに床の仕上げ

を不燃材料（建築基準法第二条第九号に規定する不燃材料をいう。以下同じ。）でし、かつ、それらの下地を不燃材料で造ったものとする事。

二 地下連絡路の長さ（地下連絡路が接続されている部分に設けられた出入口相互間の距離をいう。）は、六メートル以上とし、その幅員は六メートル未満とする事。ただし、地下連絡路が接続されている部分に閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備又はドレンチャージャー設備が延焼防止上有効な方法により設けられている場合は、この限りでない。

三 地下連絡路は、前号の出入口を除き、開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されている事。

四 第二号の出入口の面積は、四平方メートル以下とする事。この場合において、当該出入口には防火戸（建築基準法施行令第一百十二条第一項に規定する特定防火設備であるものに限る。）が設けられている事。

五 地下連絡路には、第三第二号（三）（イ）及び（ハ）の規定により排煙設備が設けられている事。ただし、閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備が設けられている場合は、この限りでない。

第五 洞道を構成する壁等に関する基準

洞道を構成する壁等に関して規則第五条の三第二項第二号の消防庁長官が定める基準は、次のとおりとする。

一 洞道は、耐火構造又は防火構造とし、その内側の仕上げを不燃材料でし、かつ、それらの下地を不燃材料で造ったものとする。

二 洞道は、洞道が接続されている部分に設けられた開口部及び当該洞道の点検又は換気のための開口部（当該洞道が接続されている建築物内に設けられるものに限る。）を除き、開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されていること。

三 洞道内の風道、配管、配線その他これらに類するもの（以下この号において「風道等」という。）が建築物内の耐火構造の床又は壁を貫通する場合は、風道等と当該貫通する部分の隙間を不燃材料で埋めること。ただし、洞道の長さが二十メートルを超える場合は、この限りでない。

四 第二号の点検のための開口部には、防火戸（当該開口部の面積が二平方メートル以上のものにあつては、自動閉鎖装置付のものに限る。）が設けられていること。

五 第二号の換気のための開口部の面積は、二平方メートル以下とすること。この場合において、常時開放状態にあるものにあつては、防火ダンパーが設けられていること。

第六 消防長又は消防署長が認める壁等に関する基準

消防長又は消防署長が認める壁等に関して規則第五条の三第二項第二号の消防庁長官が定める基準は、消防長又は消防署長が、火災の発生又は延焼のおそれの少ないものとして、規則第五条の三第二項第一号又は第三から第五までに定める基準による場合と同等以上の安全性を確保することができると認めるものとする。

附 則

この告示は、令和六年四月一日から施行する。